

株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目15番1号
日本パーカライジング株式会社
代表取締役会長 小 野 駿

第132期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第132期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日の午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋一丁目15番1号
パーカービル 2階 会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第132期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第132期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.parker.co.jp/>）に掲載されておりますので、本招集ご通知添付書類には記載されておりません。

なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.parker.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、緩やかな成長が続きましたが、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速に加え、英国のEU離脱決定、米国の政権交代など不透明な状況が持続しております。一方、国内経済は、雇用や所得環境の改善が続くなど緩やかな回復基調が続いておりましたが、海外経済の先行き不透明感の強まりを受け、為替が短期間で急激に変動するなど不安定な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境は、主要取引先であります自動車業界では、国内の自動車生産は緩やかに回復し、米国や中国市場の成長も持続するなど、全体としては堅調に推移いたしました。また、鉄鋼業界では、国内外の鋼材需要は回復の兆しを見せているものの、アジアにおける鋼材の供給過剰の影響や原料炭を中心とする原材料価格の高騰など厳しい状況で推移いたしました。

このような状況において当社グループでは、当期を初年度とする第2次中期経営計画のもと、高品質、低コストに繋がる高付加価値技術の提供に努め、顧客満足度の向上を図るとともに、米国、メキシコ、中国、タイなどを中心に生産設備の増強を図るなど、海外事業の強化に取り組んでまいりました。さらには将来の市場優位性を確保するべく、コア技術の創出を目指して基礎研究を強化するなど、研究開発活動にも注力してまいりました。

この結果、当期の連結業績は次の通りとなりました。

売上高は、109,569百万円（前期比0.5%増）、営業利益は、16,934百万円（前期比7.4%増）となりました。経常利益は、18,779百万円（前期比4.8%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、12,228百万円（前期比18.5%増）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は次の通りであります。

(薬 品 事 業)

売上高は43,348百万円（前期比0.9%減）、営業利益は8,973百万円（前期比5.2%増）となりました。当事業部門は、金属などの表面に耐食性・耐摩耗性・潤滑性など機能性向上を目的とする表面改質を施し、素材の付加価値を高める薬剤などを中心に製造・販売しております。国内では、自動車生産の回復と鉄鋼輸出の改善に伴い、堅調に推移いたしました。海外では、現地通貨ベースでは売上を拡

大しており、比較的堅調に推移いたしました。為替の影響もあり減収となりました。収益面では、国内外での高付加価値製品へのニーズの増加と新規市場への薬品販売の強化により収益率が高まり、この結果全体としては、減収増益となりました。

(装 置 事 業)

売上高は21,879百万円（前期比2.5%減）、営業利益は1,580百万円（前期比12.6%増）となりました。当事業部門は、輸送機器業界向けを中心に前処理設備・塗装設備・粉体塗装設備などを製造・販売しております。国内では増収で推移いたしました。海外では減収となりました。収益面では、コスト削減が進んだことから増益となり、この結果全体としては、減収増益となりました。

(加 工 事 業)

売上高は40,178百万円（前期比3.2%増）、営業利益は7,335百万円（前期比5.1%増）となりました。当事業部門は、熱処理加工・防錆加工・めっき処理などの表面処理の加工サービスを提供しております。国内では、自動車部品の加工処理の需要回復から順調に推移し、収益面でも堅調に推移したことから、増収増益となりました。

(その他)

売上高は4,162百万円（前期比4.9%増）、営業利益は288百万円（前期比6.9%増）となりました。当事業部門は、為替の影響を受けない国内を中心に、ビルメンテナンス事業、運送事業、太陽光発電事業などを営んでおります。運送事業が堅調に推移したことから、増収増益となりました。

(事業の種類別セグメント売上高明細)

(単位：百万円)

事業の種類別セグメント	区 分	売 上 高	
		金 額	構 成 比
薬 品 事 業	業	43,348	39.5%
装 置 事 業	業	21,879	20.0%
加 工 事 業	業	40,178	36.7%
そ の 他		4,162	3.8%
合 計		109,569	100.0%

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は7,933百万円であり、事業セグメント別の主なものは次の通りであります。

当期に完成した主要な設備

加工事業	浜松熱処理工業(株)	熱処理加工工場の建屋及び設備の新設
加工事業	パーカーツルテックメキシカーナ(株)	熱処理加工工場の建屋及び設備の新設
加工事業	タイパーライジング(株)	防錆及び熱処理加工工場の設備の増設

当期において継続中の主要な設備

全社	当社	自社ビルの新設
加工事業	パーカーツルテック(株)	防錆及び熱処理加工工場の設備の増設
薬品事業	パーカー表面処理技術(上海)	薬品製造工場の新設

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループといたしましては、3カ年の第2次中期経営計画の2年目を迎え、あらゆる素材の表面改質の分野で市場における技術的な優位性を維持し、表面改質分野におけるグローバル・リーディング・カンパニーを目指すため、以下のことを重点課題として、持続可能な成長を目指してまいります。

① 事業基盤の強化・拡大

国内外グループ会社の連携を強化し、既存事業の維持・拡大を図るとともに、積極果敢にグローバルマーケットに挑戦し、新規事業の開拓や新たなビジネスモデルの創出を目指す。

② 技術立社

高付加価値製品の市場拡大や差別化技術の開発を進めるとともに、研究開発体制を効率化し、構築されたコア技術を基にあらゆる産業分野に貢献する。

③ 企業体質の基盤強化

事業全般にわたる原価低減活動によりコスト削減を推進するとともに、グローバルな品質管理体制の構築や人材育成及びコーポレートガバナンスの充実に取り組み、企業体質を強化する。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第129期 (25. 4 ~ 26. 3)	第130期 (26. 4 ~ 27. 3)	第131期 (27. 4 ~ 28. 3)	第132期 (28. 4 ~ 29. 3)
売 上 高	99,793	102,514	109,063	109,569
経 常 利 益	18,046	17,453	17,921	18,779
親会社株主に帰属する 当期純利益	10,142	9,975	10,320	12,228
1株当たり当期純利益	163円70銭	(注) 80円45銭	83円24銭	99円14銭
総 資 産 額	165,914	187,116	189,377	197,260

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数に基づき算出しております。
 3. 当社は、平成27年4月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第130期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
パーカー加工株式会社	416 百万円	69.7 %	防錆加工及び塗装処理
パーカーエンジニアリング株式会社	494	90.0	防錆加工装置等の製造、販売
パーカー興産株式会社	300	100.0	防錆油の製造、販売
浜松熱処理工業株式会社	150	45.0	熱処理加工
日本カニゼン株式会社	428	100.0	無電解ニッケルめっき液の 製造・販売及び加工
パーカーツルテック株式会社	23 百万US\$	100.0	防錆加工及び熱処理加工
タイパーライジング株式会社	28 百万Bht	49.0	金属表面処理剤の製造・販売、 防錆加工及び熱処理加工

(注) 当社は、平成30年4月1日付で、パーカー興産株式会社を吸収合併する予定であります。

当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載した7社を含め42社であり、持分法適用会社は13社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

薬品事業	金属表面処理剤、防錆油、圧延油、塗料、工業用洗浄剤、無電解ニッケルめっき液の製造・販売他
装置事業	金属表面処理装置、塗装機器等の製造・販売他
加工事業	防錆加工、熱処理加工他
その他	建物のメンテナンス工事、金属板試験片（テストパネル）・ボルトの製造・販売他

(8) 主要な事業所

主要拠点、主要な子会社の名称及び所在地

当 社	：本社（東京都中央区）、 総合技術研究所（神奈川県平塚市）、 関東事業部（神奈川県平塚市）、中京事業部（愛知県名古屋）、 関西事業部（大阪府吹田市）、九州営業所（福岡県北九州市）
子 会 社	：パーカー加工株式会社（本社 東京都中央区、10工場） パーカーエンジニアリング株式会社（本社 東京都中央区、5営業所） パーカー興産株式会社（本社 東京都中央区、3営業所、2工場） 浜松熱処理工業株式会社（本社 静岡県浜松市、4工場） 日本カニゼン株式会社（本社 東京都足立区、3営業所、3工場） パーカーツルテック株式会社（本社 米国） タイパーカライジング株式会社（本社 タイ）

(注) 平成29年4月1日付で、当社製品事業本部の組織再編を行い、関東事業部、中京事業部及び関西事業部の3事業部から東日本事業部及び西日本事業部の2事業部に変更いたしました。

(9) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従 業 員 数	前期末比増減
薬 品 事 業	1,404名	9名
装 置 事 業	337名	38名
加 工 事 業	1,829名	75名
そ の 他	209名	11名
全 社 (共 通)	243名	3名
合 計	4,022名	136名

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,365 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	765
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	745

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 132,604,524株
- (3) 当期末株主数 3,725名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	7,015 千株	5.64 %
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	5,578	4.48
株 式 会 社 千 葉 銀 行	4,765	3.83
株 式 会 社 雄 元	4,708	3.78
公 益 財 団 法 人 里 見 奨 学 会	4,633	3.72
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,227	3.39
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	3,895	3.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,882	3.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,376	2.71
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,113	2.50

- (注) 1. 当社は、自己株式8,241千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 当社は「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) (以下「信託E口」といいます。) が当社株式196千株を取得しております。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため、次の通り自己株式を取得いたしました。

平成28年12月16日開催の取締役会決議

- ① 取得日 平成28年12月20日
- ② 取得株式の総数 2,664千株
- ③ 取得価額の総額 3,782百万円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役名誉会長	里 見 菊 雄	パーカー加工㈱代表取締役会長 旭千代田工業㈱代表取締役会長 浜松熟処理工業㈱代表取締役会長
代表取締役会長	小 野 駿	最高経営責任者
代表取締役社長	里 見 多 一	最高執行責任者
取締役副社長	佐 藤 乾 太 郎	
常務取締役	里 見 康 夫	国際本部長
常務取締役	宮 脇 憲	技術本部長
取 締 役	荻 野 陸 雄	技術本部副本部長
取 締 役	吉 武 教 晃	総合技術研究所長
取 締 役	荒 木 達 也	製品事業本部長
取 締 役	森 田 良 治	製品事業本部関西事業部長
取 締 役	渡 邊 正 高	加工事業本部長
取 締 役	細 金 逸 人	タイパーライジング㈱代表取締役社長
取 締 役	田 村 裕 保	管理本部長
取 締 役	西 村 光 治	弁護士法人松尾総合法律事務所 弁護士 株式会社セラク社外取締役 カンロ株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	笠 倉 寿 雄	
常 勤 監 査 役	菅 博 敏	
監 査 役	武 田 嘉 和	公益財団法人ニッセイ文化振興財団理事長 公益財団法人東京オペラシティ文化財団理事長 京浜急行電鉄株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役 西村光治氏は、社外取締役であり、また東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役 笠倉寿雄、武田嘉和の両氏は、社外監査役であり、また東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	14名	305百万円	(うち社外取締役1名	4百万円)
監査役	3名	22百万円	(うち社外監査役2名	16百万円)

- (注) 1. 平成19年6月28日開催の第122期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額350百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額は年額36百万円以内と決議いただいております。
2. 当社は、平成28年6月29日開催の第131期定時株主総会の終結の時をもって取締役に対する退職慰労金制度を廃止しておりますが、上記報酬等の額には、制度廃止以前の当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額5百万円及び同総会において新たに導入いたしました取締役に対する業績運動型株式報酬制度の役員株式給付引当金繰入額32百万円が含まれております。
3. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役に対し使用人分給与相当額(賞与を含む。)を148百万円支給しております。
4. 当事業年度において、社外役員が役員を兼任する子会社から、役員として受けた報酬等の総額は、2百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役

i 重要な兼職先と当社との関係

取締役西村光治氏は、弁護士法人松尾綜合法律事務所所属の弁護士、株式会社セラクの社外取締役及びカンロ株式会社の社外監査役であります。各法人と当社との間に重要な取引関係はありません。

ii 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

iii 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況

氏名	区分	取締役会	
		出席回数	出席率
取締役	西村光治	10回/10回	100%

(ii) 取締役会における発言状況

取締役西村光治氏は、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

② 監査役

i 重要な兼職先と当社との関係

監査役武田嘉和氏は、公益財団法人ニッセイ文化振興財団の理事長、公益財団法人東京オペラシティ文化財団の理事長及び京浜急行電鉄株式会社の社外取締役であります。各法人と当社との間に重要な取引関係はありません。

ii 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

iii 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会等への出席状況

氏名 区分	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
常勤監査役 笠倉寿雄	10回/10回	100%	13回/13回	100%
監査役 武田嘉和	9回/10回	90%	12回/13回	92%

(ii) 取締役会等における発言状況

監査役笠倉寿雄氏は、主に法令・定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役武田嘉和氏は、主に経営者としての経験と知見に基づく発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

33百万円

②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

33百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお、当社の重要な子会社のうち、パーカー加工(株)、パーカーツルテック(株)及びタイパーカライジング(株)は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項及びその運用状況の概要は、次の通りであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行の法令・定款適合性確保に関する体制

- ① コンプライアンス基本規程及び役職員行動規範に基づき、コンプライアンス委員会、統括者、責任者を中心としたコンプライアンス体制の維持を図ることとする。
- ② 内部監査部門としての内部監査室は、業務運営の状況を把握し、その改善を指導・支援することとする。
- ③ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、ヘルプラインに関する規程に基づき社内通報システムを運用することとする。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の文書に関する社内規程に従い、その保存媒体に応じて適切に保存・管理することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会、統括者、責任者を中心としたリスク管理体制を維持し、グループ会社全体のリスクを総括的に管理するものとする。
- ② 内部監査部門としての内部監査室はリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとする。

(4) 取締役の職務執行の効率性確保に関する体制

- ① 取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとし、当社及びグループ会社に影響を及ぼす重要事項については、事前に役付取締役を中心に構成される経営会議において議論を行い、取締役会の審議を経て執行決定を行うものとする。
- ② 業務の迅速化・適正化を更に高めるため、ITを積極的に活用し、取締役の職務執行の効率化に寄与するものとする。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び稟議取扱規程に基づき執行することとする。

(5) グループ会社の業務の適正確保に関する体制

- ① グループ会社全てに適用する行動指針としてのグループ会社行動原則のもと、これに基づきグループ各社で定めた諸規定をもってグループ会社における業務の適正を確保するものとする。
- ② 子会社管理規程に基づく当社への決裁・報告制度によりグループ会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

③グループ会社は、当社の経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社コンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は直ちに監査役に報告を行うとともに意見を述べるができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合の体制及び独立性に関する事項

- ①監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、必要の人材を任命するものとする。
- ②補助者の任命、評価、異動、懲戒については、監査役の同意を要するものとする。

(7) 監査役への報告体制及び監査役の実効性確保に関する体制

- ①取締役及び使用人は、法定の事項に加え、経営会議の審議案件、内部監査の監査結果、ヘルプラインシステムの通報状況並びに当社及びグループ会社に重大な影響を与える事項について、監査役に都度報告するものとする。
- ②監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ③監査役は役付取締役、会計監査人及び内部監査室との定期的な意見交換会をそれぞれ開催するものとする。

(8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社グループのリスク管理体制を構築するため、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会、統括者及び責任者を中心にリスクの抽出及び管理の徹底を図っております。内部監査室はリスクの管理状況を監査しております。

コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を中心に「コンプライアンス基本規程」及び「役職員行動規範」等に基づいた定期的なコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス体制を維持しております。

監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的又は必要に応じて随時情報交換を行っており、法定事項、経営会議の審議案件及び内部監査の監査結果等の当社グループに重大な影響を与える事項についての報告を受けております。また、原則毎月開催される取締役会に出席し、経営の監視機能の強化及び向上を図っております。

子会社及び関係会社に対しては、「内部統制基本方針」及び「子会社管理規程」等に基づき、内部統制委員会を中心に経営企画本部が統括し、子会社及び関係会社の業務の適正の確保及びガバナンス体制の強化を図っております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

また、上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付又はこれに類似する行為があった場合においても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社といたしましては、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的等からみて企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社では、中長期的な経営戦略とコーポレート・ガバナンス強化の両面から、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでおります。以下に掲げる取組みは、基本方針の実現に資するものと考えます。

① 企業価値及び株主共同の利益の向上に向けた取組み

i 当社の経営の基本方針

当社は法律を遵守し、健全で透明な企業経営を行うことを前提に「あらゆる素材の表面改質分野において、市場における技術的信頼性・優位性を維持し、世界のリーダーたること」を経営の基本方針としております。それに向けて、これまで以上に積極的な技術開発を進め、急激に変化を遂げるグローバル市場に差別化された製品・プロセスを提供し続けることで、業界のリーディングカンパニーとしてより一層の社会的貢献を果たし、同時に株主の皆様及び従業員とともに更なる発展を目指す企業でありたいと考えております。

ii 目標とする経営指標

製品の付加価値向上と差別化技術の開発を柱に、グループ全体で総資産經常利益率（ROA）8%以上を維持しながら、連結売上高を毎年3%以上拡大させていくことを目標としております。

また、グローバルな戦略展開については、表面処理薬品事業での海外進出先におけるマーケットシェアの50%以上を獲得、維持することを目標とするとともに、長期的な業績拡大を目指し、高い成長が期待されるインド、引き続き市場の拡大が見込まれる中国・インドネシア・タイなどのアジア地区及び北中米地区への投資に重点をおき、海外売上高比率50%を目標としております。

iii 中長期的な企業価値向上のための取組み

○事業基盤の強化・拡大

国内外グループ会社の連携を強化し、既存事業の維持・拡大を図るとともに、積極果敢にグローバルマーケットに挑戦し、新規事業の開拓や新たなビジネスモデルの創出を目指す。

○技術立社

高付加価値製品の市場拡大や差別化技術の開発を進めるとともに、研究開発体制を効率化し、構築されたコア技術を基にあらゆる産業分野に貢献する。

○企業体質の基盤強化

事業全般にわたる原価低減活動によりコスト削減を推進するとともに、グローバルな品質管理体制の構築や人材育成及びコーポレートガバナンスの充実に取り組み、企業体質を強化する。

②コーポレート・ガバナンス強化による企業価値及び株主共同の利益向上に向けた取組み

当社では、上場会社として社会的な使命と責任を果たし、継続的な成長・発展を目指すためには、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であるとと考えております。

この考えに基づき、(i)取締役会による重要な意思決定と職務の監督、(ii)グループ全般を視野においた経営管理体制による意思決定の迅速化、(iii)監査役による取締役の職務執行の監査、(iv)社長直轄の内部監査室による内部監査の実施、(v)化学メーカーとしての責任である製商品に関する安全性確保、品質保証、環境対応及び法令遵守を全社統合的に推進する組織の編成、(vi)コンプライアンス委員会・リスク管理委員会の設置、リスク管理規程・子会社管理規程の整備等の施策を実行しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年6月29日開催の第131期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を継続いたしました。

本プランは、下記①又は②に該当する当社株式等の買付又はこれに類似する行為（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

①当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付

②当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う者又は提案する者（以下「買付者等」といいます。）には、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報が、経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外の有識者のいずれかに該当する者で構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得た上で、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行い、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、当該買付等が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。新株予約権は、金1円以上で、当社取締役会が決議した金額を払い込むことにより行使し、普通株式最大1株を取得することができます。また、買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的に速やかに新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議（新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）を行うものとします。

本プランの有効期限は、平成31年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの

変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役会で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

(4) 上記(3)の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本プランの策定にあたり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的に以下の対応を行っていることから、本プランは基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また当社会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

①株主意思を重視するものであること

本プランは、平成28年6月29日開催の第131期定時株主総会における株主の皆様のご承認により継続されております。また、有効期間（3年）の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い、変更又は廃止されることとなります。

②独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社取締役会は、本プランの導入に当たり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様へ情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

③合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	97,021	流動負債	33,562
現金及び預金	45,400	支払手形及び買掛金	17,817
受取手形及び売掛金	35,879	1年以内返済予定の長期借入金	831
有価証券	3,195	未払法人税等	2,965
たな卸資産	8,933	賞与引当金	2,564
繰延税金資産	1,578	その他	9,382
その他	2,189	固定負債	17,196
貸倒引当金	△155	長期借入金	2,374
固定資産	100,238	退職給付に係る負債	9,107
有形固定資産	55,792	繰延税金負債	3,772
建物及び構築物	17,559	その他	1,941
機械装置及び運搬具	16,186	負債合計	50,758
土地	15,660	(純資産の部)	
建設仮勘定	4,210	株主資本	113,291
その他	2,176	資本金	4,560
無形固定資産	1,186	資本剰余金	4,070
投資その他の資産	43,260	利益剰余金	112,207
投資有価証券	32,586	自己株式	△7,546
繰延税金資産	995	その他の包括利益累計額	10,006
その他	9,776	その他有価証券評価差額金	9,439
貸倒引当金	△98	繰延ヘッジ損益	3
		為替換算調整勘定	643
		退職給付に係る調整累計額	△79
		非支配株主持分	23,204
資産合計	197,260	純資産合計	146,502
		負債及び純資産合計	197,260

(注) 記載金額は百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		109,569
売上原価		68,293
売上総利益		41,275
販売費及び一般管理費		24,341
営業利益		16,934
営業外収益		
受取利息	306	
受取配当金	543	
受取賃貸料	348	
受取技術料	379	
持分法による投資利益	819	
その他の	507	2,905
営業外費用		
支払利息	55	
為替差損	661	
その他の	343	1,060
経常利益		18,779
特別利益		
投資有価証券売却益	321	
退職給付信託設定益	965	
その他の	71	1,359
特別損失		
固定資産除売却損	86	
環境対策費	222	
その他の	36	345
税金等調整前当期純利益		19,793
法人税、住民税及び事業税	5,498	
法人税等調整額	173	5,672
当期純利益		14,121
非支配株主に帰属する当期純利益		1,893
親会社株主に帰属する当期純利益		12,228

(注) 記載金額は百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,560	3,912	102,377	△3,629	107,220
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△2,398		△2,398
親会社株主に帰属する当期純利益			12,228		12,228
自己株式の取得				△4,023	△4,023
自己株式の処分		133		106	239
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		24			24
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当 期 変 動 額 合 計	-	158	9,829	△3,916	6,070
当 期 末 残 高	4,560	4,070	112,207	△7,546	113,291

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	7,208	2	2,127	△76	9,262	21,406	137,890
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△2,398
親会社株主に帰属する当期純利益							12,228
自己株式の取得							△4,023
自己株式の処分							239
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							24
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減							△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,230	0	△1,483	△2	743	1,797	2,541
当 期 変 動 額 合 計	2,230	0	△1,483	△2	743	1,797	8,612
当 期 末 残 高	9,439	3	643	△79	10,006	23,204	146,502

(注) 記載金額は百万円未満は切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	40,875	流動負債	19,686
現金及び預金	17,372	支払手形	363
受取手形	5,083	買掛金	7,981
売掛金	12,170	リース債務	117
有価証券	1,612	未払金	1,660
商品及び製品	766	未払費用	555
仕掛品	62	未払法人税等	1,235
原材料及び貯蔵品	1,001	未払消費税等	247
前渡金	404	前受金	440
前払費用	102	預り金	5,279
繰延税金資産	891	賞与引当金	1,580
一年以内回収予定の長期貸付金	568	その他の	223
その他の	1,003	固定負債	9,096
貸倒引当金	△163	リース債務	138
固定資産	61,137	退職給付引当金	6,023
有形固定資産	19,224	役員株式給付引当金	32
建物	5,058	繰延税金負債	2,227
構築物	346	その他の	674
機械装置	1,756	負債合計	28,782
車輛運搬具	54	(純資産の部)	
工具器具備品	611	株主資本	64,483
土地	9,117	資本金	4,560
リース資産	255	資本剰余金	4,046
建設仮勘定	2,022	資本準備金	3,912
無形固定資産	104	その他資本剰余金	133
投資その他の資産	41,808	利益剰余金	62,926
投資有価証券	22,698	利益準備金	1,140
関係会社株式	10,600	その他利益剰余金	61,786
関係会社出資金	3,433	配当積立金	500
長期貸付金	2,957	研究開発積立金	500
保証金	352	固定資産圧縮積立金	412
その他の	1,848	別途積立金	52,500
貸倒引当金	△83	繰越利益剰余金	7,874
資産合計	102,012	自己株式	△7,049
		評価・換算差額等	8,746
		その他有価証券評価差額金	8,746
		純資産合計	73,230
		負債及び純資産合計	102,012

(注) 記載金額は百万円未満は切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		43,387
売 上 原 価		26,685
売 上 総 利 益		16,701
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,274
営 業 利 益		5,426
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	120	
受 取 配 当 金	1,948	
受 取 賃 貸 料	369	
受 取 技 術 料	933	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	13	
そ の 他	120	3,505
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14	
為 替 差 損	57	
そ の 他	166	238
経 常 利 益		8,694
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	320	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	55	
退 職 給 付 信 託 設 定 益	965	1,342
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	56	
会 員 権 評 価 損	15	
そ の 他	2	73
税 引 前 当 期 純 利 益		9,963
法人税、住民税及び事業税	2,281	
法 人 税 等 調 整 額	207	2,489
当 期 純 利 益		7,473

(注) 記載金額は百万円未満は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	そ の 他 資本剰余金	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
					配 当 積立金	研 究 開 発 積立金	固 定 資 産 圧 縮 積立金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	4,560	3,912	0	1,140	500	500	434	48,300	6,989	△3,133	63,205
当 期 変 動 額											
剰余金の配当									△2,411		△2,411
固定資産圧縮積立金の取崩							△22		22		-
別途積立金の積立								4,200	△4,200		-
当期純利益									7,473		7,473
自己株式の取得										△4,023	△4,023
自己株式の処分			133							106	239
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											-
当期変動額合計	-	-	133	-	-	-	△22	4,200	884	△3,916	1,278
当 期 末 残 高	4,560	3,912	133	1,140	500	500	412	52,500	7,874	△7,049	64,483

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高		6,697	69,902
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△2,411
固定資産圧縮積立金の取崩			-
別途積立金の積立			-
当期純利益			7,473
自己株式の取得			△4,023
自己株式の処分			239
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,048	2,048	2,048
当期変動額合計	2,048	2,048	3,327
当 期 末 残 高	8,746	8,746	73,230

(注) 記載金額は百万円未満は切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

日本パーライジング株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 基 仁 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 原 口 隆 志 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 宝 金 正 典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本パーライジング株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本パーライジング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

日本パーカライジング株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 基 仁 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 原 口 隆 志 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 宝 金 正 典 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本パーカライジング株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第132期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

日本パーカライジング株式会社 監査役会

常勤監査役 笠倉 寿雄 ㊟

常勤監査役 菅 博敏 ㊟

監査役 武田 嘉和 ㊟

(注) 監査役 笠倉寿雄及び監査役 武田嘉和は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は安定的な配当の継続を重視し、業績動向及び配当性向などを総合的に勘案して利益配分を決定しており、また、企業として財務体質の強化と将来の利益確保に備えるべく内部留保にも努めております。配当につきましては、単体ベースでの配当性向30%を目処に、連結業績も十分考慮した上で、将来の事業展開及び収益水準を勘案し決定しております。

当期の剰余金の処分につきましては、上記の基本方針に基づき、以下の通りといたしたいと存じます。

なお、当期の期末配当につきましては、業績が堅調に推移いたしましたので、株主の皆様からのご支援にお応えするため、次の通り1株につき10円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当を加えました年間配当金は、前期に比べ1株につき3円50銭増配の20円となります。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額 1,243,626,740円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 5,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」といいます。)により、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

当社といたしましては、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会で議決権を行使することを通じて、取締役会の監査・監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化及び企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

(2) 改正会社法により、業務執行取締役等でない取締役とも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条に定める目的に追加を行うものであります。

(4) その他、条文の新設及び削除に伴う条数の変更並びに文言の修正等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

なお、本定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 <条文省略></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の物品の製造・販売</p> <p>① 金属表面処理剤</p> <p>② 防錆材料</p> <p>③ 工業用化学薬品</p> <p>④ 塗料</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>⑤ 前各号に関連する各種機械器具および装置</p> <p>⑥ 前各号に関連または附帯する製品</p> <p>(2) <条文省略></p> <p>(3) 次の物品の輸出入・販売</p> <p>① 繊維原料、工業用化学製品、油脂製品</p> <p>② 自動車用品</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(4) 次の表面処理加工</p> <p>① 防錆加工</p> <p>② 熱処理加工</p> <p>③ メッキ処理加工</p> <p>④ 塗装</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 <現行どおり></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の物品の製造・販売・<u>輸出入</u></p> <p>① 金属表面処理剤</p> <p>② 防錆材料</p> <p>③ 工業用化学薬品</p> <p>④ 塗料</p> <p>⑤ <u>医療機器</u></p> <p>⑥ 前各号に関連する各種機械器具および装置</p> <p>⑦ 前各号に関連または附帯する製品</p> <p>(2) <現行どおり></p> <p>(3) 次の物品の輸出入・販売・<u>仲立</u></p> <p>① 繊維原料、工業用化学製品、油脂製品</p> <p>② 自動車用品</p> <p>③ <u>金属製品</u></p> <p>④ <u>前各号に関連または附帯する製品</u></p> <p>(4) 次の表面処理加工</p> <p>① 防錆加工</p> <p>② 熱処理加工</p> <p>③ メッキ処理加工</p> <p>④ 塗装</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(5)～(7) ＜条文省略＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p><u>(8) 前各号に関連または附帯する事業</u></p> <p>第3条 ＜条文省略＞</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 ＜条文省略＞</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第13条 ＜条文省略＞</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条～第19条 ＜条文省略＞</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">⑤ <u>前各号に関連または附帯する表面処理加工</u></p> <p>(5)～(7) ＜現行どおり＞</p> <p><u>(8) 発電および売電事業</u></p> <p><u>(9) 前各号に関連または附帯する一切の事業</u></p> <p>第3条 ＜現行どおり＞</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">＜削除＞</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 ＜現行どおり＞</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第13条 ＜現行どおり＞</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条～第19条 ＜現行どおり＞</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、15名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 <条文省略></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><新設></p> <p>第23条 <条文省略></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2～3 <現行どおり></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条 <現行どおり></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><新設></p> <p>(取締役会の決議方法および議事録)</p> <p>第27条 <条文省略></p> <p>2 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>3 <条文省略></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 <条文省略></p>	<p>第25条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法および議事録)</p> <p>第28条 <現行どおり></p> <p>2 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>3 <現行どおり></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第29条 <条文省略> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 <現行どおり> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法および議事録)</u> 第32条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u> 2 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを記載または記録する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(監査役の員数) 第30条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第34条 <u>監査役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p>
<p>(監査役会の決議方法および議事録)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを記載または記録する。</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第39条～第42条 <条文省略></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第34条～第37条 <現行どおり></p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 当社は、<u>第132期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第132期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行するとともに、現在の取締役14名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものとしたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	おの しのぶ 小野 駿 （昭和19年1月26日生）	昭和42年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社取締役社長 平成23年4月 当社取締役会長 現在に至る	26,000株
		（取締役候補者とした理由） 小野駿氏は、平成11年に取締役に就任した後、長年にわたり当社の経営全般を牽引しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。	
2	さと み かず いち 里見多一 （昭和22年12月8日生）	昭和60年4月 当社入社 昭和62年7月 当社取締役 平成12年1月 当社常務取締役 平成15年6月 当社専務取締役 平成17年6月 当社取締役副社長 平成23年4月 当社取締役社長 現在に至る	438,866株
		（取締役候補者とした理由） 里見多一氏は、昭和62年に取締役に就任した後、長年にわたり当社の経営全般を牽引しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き業務執行の監督を行い、当社の企業価値向上を実現するために適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。	
3	さとう けんたろう 佐藤 乾太郎 （昭和21年1月7日生）	昭和46年4月 当社入社 平成10年4月 当社製品事業本部中京技術センター長 平成15年6月 タイパーカラライジング㈱代表取締役社長 平成27年6月 当社取締役副社長 現在に至る	8,800株
		（取締役候補者とした理由） 佐藤乾太郎氏は、薬品事業の技術開発に関し、幅広い専門知識と高い見識を有しており、また当社の海外グループ会社の経営を担ってまいりました。これらの経験及び実績をもとに、引き続き業務執行の監督を行い、当社の企業価値向上を実現するために適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
4	さと み やす お 里 見 康 夫 (昭和31年5月8日生)	平成13年6月 当社入社 当社取締役国際企画部長 平成21年6月 当社取締役製品事業本部副本部長 平成23年6月 当社常務取締役製品事業本部副本部長 平成24年11月 当社常務取締役国際本部長 現在に至る	52,000株
	(取締役候補者とした理由) 里見康夫氏は、薬品事業及び海外事業に関し、幅広い専門知識と高い見識を有し、国際本部を統括しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
5	よし たけ のり あき 吉 武 教 晃 (昭和32年2月9日生)	昭和54年4月 当社入社 平成23年6月 当社取締役関西事業部長 平成27年6月 当社取締役総合技術研究所長 現在に至る	2,000株
	(取締役候補者とした理由) 吉武教晃氏は、薬品事業の技術開発に関し、幅広い専門知識と高い見識を有しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
6	あら き たつ や 荒 木 達 也 (昭和33年9月23日生)	昭和56年4月 当社入社 平成23年6月 当社取締役中京事業部長 平成24年11月 当社取締役製品事業本部副本部長 平成25年6月 当社取締役関東事業部長 平成27年6月 当社取締役製品事業本部長 現在に至る	22,000株
	(取締役候補者とした理由) 荒木達也氏は、薬品事業の営業経験を活かし、製品事業本部長として同事業を牽引しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
7	わた なべ まさ たか 渡 邊 正 高 (昭和31年1月12日生)	昭和55年9月 当社入社 平成24年5月 当社加工事業本部営業開発部統括部長 平成25年6月 当社取締役加工事業本部長 現在に至る	2,000株
	(取締役候補者とした理由) 渡邊正高氏は、加工事業の業務経験を活かし、加工事業本部長として同事業を牽引しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
8	ほそ がね はや と 細 金 逸 人 (昭和35年3月23日生)	昭和58年4月 当社入社 平成24年11月 当社製品事業本部中京事業部長 平成27年6月 当社取締役タイパーライジング機代表取締役社長 現在に至る	10,700株
	(取締役候補者とした理由) 細金逸人氏は、薬品事業の営業経験を活かし、当社の海外グループ会社の経営を担っております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
9	た むら ひろ やす 田 村 裕 保 (昭和35年6月5日生)	昭和58年4月 当社入社 平成21年12月 当社経理部統括部長 平成27年6月 当社取締役管理本部長 現在に至る	17,900株
	(取締役候補者とした理由) 田村裕保氏は、財務、会計分野において豊富な業務経験と実績を有し、管理本部を統括しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
※10	お の おか やす のぶ 小野岡 泰 宣 (昭和37年12月4日生)	昭和60年4月 当社入社 平成27年6月 当社製品事業本部関東事業部長 平成28年2月 当社経営企画室長 平成28年10月 当社経営企画本部長 現在に至る	2,000株
	(取締役候補者とした理由) 小野岡泰宣氏は、薬品事業の営業経験を活かし、経営企画本部を統括しております。これらの経験及び実績をもとに、当社経営を担う適切な人材と判断し、新たに取締役候補者となりました。		
※11	よし だ まさ ゆき 吉 田 昌 之 (昭和37年8月9日生)	昭和62年4月 当社入社 平成18年10月 当社総合技術研究所第一製品開発研究センター所長 平成24年4月 当社総合技術研究所第一研究センター所長 平成25年6月 パーカー表面処理科技(上海)総経理 現在に至る	2,000株
	(取締役候補者とした理由) 吉田昌之氏は、薬品事業の技術開発に関し、幅広い専門知識と高い見識を有しており、当社の海外グループ会社の技術開発を担っております。これらの経験及び実績をもとに、当社経営を担う適切な人材と判断し、新たに取締役候補者となりました。		

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会最終の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
※ 1 社外	にしむらこうじ 西村 光 治 (昭和40年10月6日生)	平成4年4月 弁護士登録 弁護士法人松尾綜合法律事務所入所 平成19年6月 当社社外監査役 平成26年12月 株式会社セラク社外取締役(現在に至る) 平成27年3月 カンロ株式会社社外監査役(現在に至る) 平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士法人松尾綜合法律事務所 弁護士 株式会社セラク 社外取締役 カンロ株式会社 社外監査役	0株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 西村光治氏は、弁護士としての専門的見地並びに経営に関する見識をもとに、独立した立場で監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である取締役候補者となりました。			
※ 2	かんひろとし 菅 博 敏 (昭和22年3月26日生)	平成14年3月 陸上自衛隊東部方面総監 平成16年3月 陸上自衛隊退官 平成16年7月 いすゞ自動車株式会社顧問 平成24年4月 当社顧問 平成25年6月 当社常勤監査役 現在に至る	0株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 菅博敏氏は、当社における顧問及び監査役としての経験を活かし、監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
※ 3 社外	たけ だ よし かず 武 田 嘉 和 （昭和28年1月25日生）	平成21年3月 日本生命保険相互会社取締役専務執行役員 平成22年3月 同社取締役 平成22年6月 ニッセイ・リース株式会社代表取締役社長 平成22年7月 日本生命保険相互会社取締役退任 平成23年6月 当社社外監査役（現在に至る） 平成25年6月 京浜急行電鉄株式会社社外取締役 （現在に至る） 平成27年4月 ニッセイ・リース株式会社代表取締役会長 平成27年12月 公益財団法人ニッセイ文化振興財団 理事長（現在に至る） 平成28年3月 ニッセイ・リース株式会社代表取締役会長退任 平成28年6月 公益財団法人東京オペラシティ文化 財団理事長（現在に至る） （重要な兼職の状況） 公益財団法人ニッセイ文化振興財団 理事長 公益財団法人東京オペラシティ文化財団 理事長 京浜急行電鉄株式会社 社外取締役	0株
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由）			
武田嘉和氏は、会社経営の豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場で監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。			
※ 4 社外	まつ もと みつる 松 本 満 （昭和22年7月9日生）	昭和49年4月 新日本製鐵株式会社（現 新日鐵住 金株式会社）入社 平成9年9月 新日鉄情報通信システム株式会社 （現 新日鉄住金ソリューションズ株 式会社）入社 平成16年3月 日鉄日立システムエンジニアリング 株式会社入社 平成17年4月 同社営業統括本部副本部長 平成25年5月 同社退社 現在に至る	0株
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由）			
松本満氏は、情報処理及びシステム開発分野での豊富な経験をもとに、独立した立場で監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。なお、同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者西村光治氏、武田嘉和氏及び松本満氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は西村光治及び武田嘉和の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、松本満氏の選任が承認された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 西村光治氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 武田嘉和氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
6. 責任限定契約について
当社は、西村光治及び武田嘉和の両氏の間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、松本満氏の選任が承認された場合には同内容の契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成19年6月28日開催の第122期定時株主総会において年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額の定めを廃止し、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額500百万円以内と定めること並びに各取締役に対する具体的金額及び支給時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。なお、この報酬等の額には、使用人分の給与は含まないものとしたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

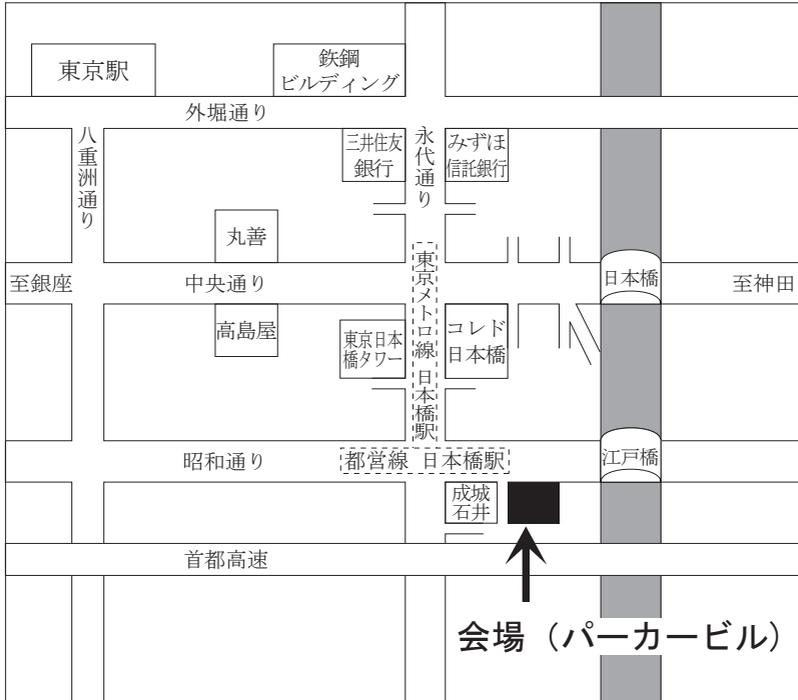
監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額40百万円以内と定めること並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額及び支給時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

以上

株主総会会場ご案内略図



会 場 東京都中央区日本橋一丁目15番1号

パーカービル 2階 会議室

電話03 (3278) 4333

地下鉄 (東京Metro銀座線) 日本橋駅下車徒歩約3分

(東京Metro東西線) 日本橋駅下車徒歩約2分

(都営浅草線) 日本橋駅下車徒歩約2分

ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしていません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。